

【電子申請】宅地建物取引士登録

（注） 和歌山県以外で合格された方は試験地の都道府県での手続きとなります。

※ 電子申請は国土交通省手続業務一貫処理システム（以下のページ）から行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/>

電子申請にはeMLITもしくは**GBズID**のアカウントが必要になります

eMLITアカウントについては、以下のページのマニュアルをご覧ください

<https://emlit-portal.mlit.go.jp/help/manual/>

GBズIDについては以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

GBズIDに関するお問い合わせは「GBズIDヘルプデスク」にご連絡ください。詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・提出方法

申請フォーム	宅地建物取引業法 宅地建物取引士の登録申請【宅建】
申請先(都道府県)	和歌山県
申請先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班

申請の詳細	確認事項等
項番11.申請者に関する事項 申請者の本籍地	・原則住民票から転記。住民表記載の住所と居所が異なる場合は居所を記載。居所の場合は、別途居所を確認できる書面（郵便物、勤務先等による居所証明書等）を「その他添付書類」に添付のこと。 ・合格証書、実務経験証明書の氏名から氏名が変更になった場合は、戸籍抄本を「その他添付資料」に添付のこと。 ・外国籍の方は、本名又は通称名のどちらかを選択して登録。 ・マンション、アパート等の場合は号室まで記載する。 ・「身分証明書」で確認。外国籍の方は備考欄に国籍を入力。
項番13.国土交通大臣の認定に関する事項(実務経験が無く、登録実務講習を修了した場合及び国、地方公共団体等における2年以上の経験者)	・登録実務講習を修了した場合は修了年月日を入力。 ・国、地方公共団体等における2年以上の経験者は実務経験を証明する証明書の発行年月日を入力。
項番15.業務に従事する宅地建物取引業に関する事項	・現在、宅地建物取引業者に従事している場合に記入。
備考欄	・外国籍の方は国籍を入力。
誓約書	・宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しない旨の誓約。
身分証明書	・本籍地の市町村で交付。 ・成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明（禁治産者、準禁治産者ではないと表示されています。）並びに破産者に該当しない旨の証明。
手数料納付確認	・eMLITによる申請後、次のlogoフォームのURLから3営業日以内に電子決済(37,000円)を申請。 https://logoform.jp/form/WEVN/686136 ・logoフォームの電子決済申請から3営業日以内に県から支払い案内メールを送信するので、支払い案内メール受信から7営業日以内に決済。 ・支払い方法はクレジットカードかPaypayのみ。 ・eMLITの申請はlogoフォームでの電子決済が完了するまで受付されません。
誓約書（身分証明書に関する） ※外国籍の方は必要	・外国籍の方も添付不要
登記されていないことの証明書又は医師の診断書	・登記されていないことの証明書については、地方法務局で交付（本局で交付。郵送の場合は東京法務局で交付）。 ・成年被後見人、被保佐人の登記されていないことの証明。 ・医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものが必要。 ・外国籍の方も必要。
住民票※マイナンバーの記載がないもの	・住所地の市区町村が発行するマイナンバー、本籍地及び続柄が記載されていないもの ・日本在住の外国籍の方は住民票の抄本（国籍が記載されているもの） ・住基ネット利用の場合は、添付不要（外国籍の方は添付必要）。この場合、「住民票については住基ネットを希望する（導入している都道府県のみ）」にチェックを入れる。
登録資格に関する書面 実務経験証明書(様式第五号の二) （実務経験が2年以上ある場合）	・登録申請前10年以内に合計2年以上の実務経験があること。 ・登録申請者が証明先業者の代表者である場合（自ら証明することとなる）は、宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会による証明が必要。いずれにも属していない場合は他の宅地建物取引業者による証明が必要。

登録資格に関する書面「従業者名簿」 (実務経験が2年以上ある場合) ※当該申請者の記載に係る部分	・従事先宅建業者の「従業者名簿」を添付。 ただし、当該業者が和歌山県知事に対し従業者の届け出を行っており、それにより確認できる場合は添付を省略することができる。 ・従事先宅建業者の破産その他やむを得ない理由により、「従業者名簿」を添付できない場合は、下記のうちいずれかの書類を添付。 ①給与明細書、給与証明書又は給与台帳等給与の支払状況を証する書面 ②源泉徴収票 ③健康保険証又は健康保険証が発行されていたことを証する書面 ④雇用保険資格取得(喪失)通知書
登録資格に関する書面 業務内容 証明書 (実務経験が2年以上ある場合)	・主たる職務内容が、営業など物件の取引に関するものであることが確認できないときは、別途、業者による証明書(様式任意)が必要。
登録資格に関する書面 その他関係 資料	原則添付不要
合格証書	・試験地が和歌山県であること
登録資格に関する書面 登録実務 講習実施機関の発行する修了証 (講習修了者の場合)	・講習実施機関の発行する修了証 (登録実務講習修了年月日より10年間有効)
登録資格に関する書面 国、地方公 共団体等における実務経験の証明書	・「事務従事証明書」(様式任意)(所属、職名、職務内容及び従事期間を記載の上、団体の長が発行したもの)
従業者証明書	添付不要。(従事先を登録する場合も添付不要)
委任状	代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類	代理人の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(表面)、行政書士証等)
その他添付書類	居所を登録する場合は、居所を確認できる書面(郵便物、勤務先等による居所証明書等)を添付。 合格証書、実務経験証明書の氏名から氏名が変更になった場合は、戸籍抄本を添付
顔写真	jpeg形式で横縦比1.25:1の状態添付してください。 カラー写真で無帽・正面・上三分身・無背景であること。

注 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のものであること。

注 電子決済を希望しない方は、建築住宅課にお問い合わせください。